

下仁田町防災等地域情報配信 IT 化事業仕様書

1. 件名

防災等地域情報配信 IT 化事業

2. 目的

本町では、既存の防災行政無線戸別受信機の老朽化に伴い、文字情報や画像等を組み合わせて配信できるシステムを導入する。これにより、住民の利便性向上を図るとともに、防災情報をはじめとする重要情報を、より確実に住民へ届ける環境を整備する。

本業務は、防災情報等を配信するシステムの構築、およびスマートフォンを所持していない世帯や操作に不慣れな高齢者世帯等を対象とした防災情報の受信に特化したタブレット端末の調達・貸与を行い、住民の安全安心を確保することを目的とする。

3. 業務内容

- (1) 防災情報等配信システムの構築
- (2) タブレット端末本体および付属品の調達
- (3) 端末のキッティング（初期設定、アプリインストール、機能制限設定等）
- (4) 指定場所への納品
- (5) 保守・サポート体制の提供

4. 納品物およびスケジュール

本事業における納品物を以下のとおり定める。

※ただし、ライセンス条件・ライセンス費は別途運用・保守契約にて定めるものとする

(1) 納品物

- | | | |
|--------------------------|---|---------------|
| ①タブレット端末用アプリケーションライセンス | … | 175 ライセンス |
| ②スマートフォン端末用アプリケーションライセンス | … | 無制限 |
| ③情報配信者用アプリケーションライセンス | … | 無制限 |
| ④導入計画書 | … | 1 式 |
| ⑤検査成績書 | … | 1 式 |
| ⑥タブレット端末利用者用マニュアル | … | 175 冊および電子データ |
| ⑦情報配信者用マニュアル | … | 2 冊および電子データ |
| ⑧説明会用動画ファイル | … | 1 式 |
| ⑨タブレット端末及びその付属品 | … | 175 セット |
| ⑩通信 SIM | … | 175 枚 |

(2) スケジュール

日程	実施内容
令和8年6月15日(月)	①実施要領等の公表
令和8年6月15日(月)～6月22日(月)	②実施要領等への質問書受付期間
令和8年6月26日(金)	③質問書への回答
令和8年6月26日(金)～7月3日(金)	④参加意向申出書の提出期間
令和8年7月10日(金)	⑤第1次審査結果の通知
令和8年7月10日(金)	⑥第2次審査への参加要請
令和8年7月10日(金)～7月24日(金)	⑦企画提案書の受付期間
令和8年7月30日(木) 予定	⑧第2次審査実施
令和8年8月上旬を予定	⑨第2次審査結果の通知
令和8年8月下旬を予定	⑩契約締結・業務開始

- ・ 契約締結日： 令和8年8月下旬頃を予定
- ・ 配布準備完了： 令和9年1月12日(月)
- ・ 配布開始： 令和9年1月13日(火)
- ・ 配布完了期限： 令和9年2月28日(日)
- ・ 本システム試行運用開始： 令和9年3月1日(月)
- ・ 本システム運用開始： 令和9年4月1日(木)

5. 配信システムの要件

本事業で構築する配信システム（以下「本システム」という。）は、防災情報の配信を主目的とし、あわせて当町の行政情報（ホームページ等に掲載されている広報紙やごみカレンダー等のコンテンツ）の迅速かつ確実な配信を実現するものとする。なお、本システムは以下の要件を充足すること。

(1) 情報配信機能の基本要件

- ア 本システムは、町職員が管理画面から情報を入力・配信し、住民が貸与タブレット端末やスマートフォン等で受信する仕組みとすること。
- イ 文字情報に加え、画像、音声、Web ページのリンク、および PDF ファイル等の添付ファイルを組み合わせた情報配信が可能であること。
- ウ 緊急度に応じた配信区分（例：緊急放送、通常放送、お知らせ等）を設定できること。
- エ 配信対象を全住民一斉、地区別、グループ別等に指定して配信できること。
- オ 24 時間 365 日、情報配信が可能な体制であること。
- カ 配信された情報は繰り返し見直し、聞き直しが可能なこと。
- キ タブレットアプリは、音声配信された場合、自動で音声を流し始めること。
- ク 情報を受信した際、PUSH で通知が自動的に表示されること。

- ケ PUSH 通知は端末がスタンバイ状態、もしくは他アプリ起動中であっても通知されること。
- コ 件数に関わらず 90 日前までの情報が確認できること。
- サ 受信済みの情報は、ブラウザのキャッシュに一時的に保存するのではなく、災害時等の端末が通信できない状態でも永続的に確認可能な領域に保存すること。

(2) コンテンツ配信の基本要件

本システムは、以下の要件を満たすものとする。各要件の実現にあたっては、災害時の通信負荷や端末のメモリ負荷を考慮した最適な実装方法を提案すること。

- ア 管理アプリを介してタブレットアプリおよびスマホアプリに対し、コンテンツを配信できること。
- イ コンテンツは 64MB 以内の PDF ファイル、画像ファイル (PNG ファイル、JPG ファイル)、動画 (MP4 ファイル)、Web リンクに対応すること。
なお、動画コンテンツの配信にあたっては、以下の仕様 (または同等以上の圧縮設定) とする。
 - ・通信帯域を圧迫しないよう、適宜圧縮等の最適化を行うこと。
 - ・解像度やフレームレートは、低速なネットワーク環境下でもストレスなく視聴可能な設定とすること。
 - ・管理アプリにおいて、アップロード時にファイルサイズや画質を自動的に圧縮・最適化する機能を備えることが望ましい。
- ウ コンテンツは配信する際にカテゴリと閲覧可能期間を設定できること。
- エ カテゴリは管理アプリ上で柔軟に変更できること。
- オ 配信先を限定し、特定の地域やグループにのみ配信する設定が可能なこと。
- カ 受信済みの情報は、オフライン環境下においても確実に確認できる仕様とすること。なお、動画等の大容量データについては、保存時の容量制限やユーザーの端末負荷を考慮した実装を検討すること。

(3) 管理画面 (配信側) の要件

- ア 町職員が Web ブラウザ上で操作できる管理画面を備えること。専用ソフトウェアのインストールを必要としないことが望ましい。
- イ 管理画面は直感的に操作できるインターフェースとし、IT に不慣れな職員でも短時間の研修で配信操作が行えるものとする。
- ウ 配信情報の入力にあたっては、文字情報の入力、画像の添付、配信先の選択、緊急度の設定等が一つの画面上で完結できることが望ましい。
- エ 配信前にプレビュー (受信側での表示イメージの確認) ができること。
- オ 定型文やテンプレートを事前に登録し、緊急時に迅速な配信ができる機能を有すること。
- カ 即時配信に加え、配信予約 (日時を指定した配信) が可能であること。また、予約

配信は指定日および毎日、毎月の繰り返し登録が可能なこと。

- キ 過去の配信履歴を検索・閲覧できること。
- ク 管理者アカウントの権限管理（配信権限、閲覧権限等の役割分担）が可能であること。
- ケ 管理画面へのアクセスは、ID・パスワード認証等のセキュリティ対策を講じること。加えて、二要素認証機能を備えることとし、一定期間継続して利用されている端末等については、利便性を考慮し二要素認証を省略できる仕組みを有すること。
- コ 配信する音声は管理アプリで配信前に事前に確認可能なこと。
- サ お知らせ本文は、半角 10,000 文字、全角 5,000 文字まで入力可能なこと。

(4) 受信側（タブレット端末）の要件

- ア 導入するタブレット端末について、以下の要件を満たすものとする。
 - ・画面サイズ：10 インチ以上。
 - ・通信方式：端末単体で LTE 通信可能なこと。
 - ・形状：端末単体で自立できること。なお、補助部品を使用した自立も認める。
 - ・スピーカー：端末本体に複数のステレオスピーカーが配置されていること。
 - ・付属品：タブレット本体、電源ケーブル、AC アダプターが付属されていること。
 - ・OS バージョン：Android 12 以上（最新 OS へのアップデート対応を保証すること。）
 - ・通信キャリア：当町内において、国内主要 4 社（NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンク、楽天モバイル）の通信網のいずれかに対応可能なこと。
 - ・筐体サイズ・重量：サイズは 300mm×25mm×200mm 以下、重量は 800g 以下であることが望ましい。これを超える場合は、その理由を提案書に明記すること。
- イ 配信された情報を自動的に受信し、画面上にポップアップ表示または全画面表示する機能を有すること。
- ウ 緊急放送の受信時には、端末がスリープ状態であっても自動的に画面を点灯させ、最大音量で警報音（吹鳴音）を鳴動させる機能を有すること。
- エ 受信した情報の一覧を時系列で閲覧できること。
- オ 受信した情報の詳細画面において、文字情報は大きなフォントで表示し、画像は拡大表示できること。
- カ 端末がオフラインの状態でも配信された情報について、通信回復後に自動的に受信できる仕組み（プッシュ通知の再送等）を有すること。
- キ 端末の電源投入時に、受信アプリが自動的に起動し、最新の情報を表示する設定とすること。

(5) 受信確認機能

- ア 配信した情報が各端末に到達したかどうかを、管理画面上で確認できる機能を有することが望ましい。
- イ 配布した端末ごとの既読状況を一覧で確認できることが望ましい。
- ウ 受信確認状況を帳票や CSV 等の形式で出力できることが望ましい。

(6) 防災行政無線システム等との連携

- ア 既設の防災行政無線システム（屋外拡声子局等）から配信した情報を、本システムと連携して同時に放送できる仕組みを提案すること。
- イ 連携にあたっての技術的な方式（API 連携、音声合成による自動放送等）を具体的に提案すること。防災行政無線設備との連携方式は即時性を考慮し API 方式を想定しているが、連携方式や連携時期は当町と協議の上、決定すること。
- ウ 既設の防災行政無線システムから本システムへの連携（既設システム側の改修）は本業務の対象外とする。ただし、連携に必要な本システム側のインターフェースは本業務の範囲に含めること。
- エ Jアラート情報は当町の防災行政無線からアプリに連携配信されることを想定しているが、連携方式や連携時期は当町と協議の上、決定すること。

(7) SNS 連携

- ア 本システムから配信した情報を、国内で広く普及している主要な SNS（LINE 公式アカウント、X（旧 Twitter）の町公式アカウント等）に対して自動的に連携・配信できる機能を有すること。
- イ SNS 連携にあたっては、本システムの管理画面から配信操作を行うだけで、各 SNS への投稿が同時に完了する仕組み（ワンオペレーション配信）とすること。
- ウ SNS ごとの文字数制限や画像仕様の違いに対応し、適切な形式で自動変換・投稿できることが望ましい。

(8) メール連携

- ア 本システムから配信した情報を、当町の既存メールシステムと連携し、登録されたメールアドレスに対して一斉にメール配信できる機能を有すること。

(9) Lアラート連携

- ア Lアラート情報（避難情報、避難所情報）を取得し、情報を受け取るアプリへ自動配信する連携機能を有すること。連携の詳細仕様に関しては、別途協議の上、決定すること。

(10) スマートフォン向け配信

- ア 貸与タブレット端末を持たない住民に対しても、個人所有のスマートフォンで情報を受信できる手段を提供すること。具体的には、スマートフォン向けアプリの提供または Web ブラウザでの閲覧が可能な仕組みのいずれか、もしくは両方を提案すること。
- イ スマートフォン向けアプリを提供する場合は、国内で一般的に普及している主要

な OS (iOS、Android) に対応すること。

ウ スマートフォン向けの配信についても、プッシュ通知により即時に情報を届けられる仕組みとすること。

(11) データ管理・蓄積

ア 配信した情報は、本システム上に一定期間（最低 1 年間以上）蓄積・保存されること。

イ 蓄積された配信データを、管理画面から検索・閲覧・出力できること。

ウ 配信データのバックアップを定期的に自動取得する仕組みを有すること。

エ 本システムの契約終了時または移行時に、蓄積データを町に引き渡せる形式 (CSV、PDF 等) で出力できること。

オ 配信システムや MDM 等において、操作ログ・アクセスログを記録・保存すること。配信履歴のバックアップデータの保存期間は、最低 1 年以上とすること。

(12) 将来的な拡張性

本ソフトウェアを利用し、住民に有益な活用方法があれば追加提案を可能とする。

以下の点を考慮し、利用シーンおよび利用方法を明記すること。

ア 将来的に配信チャンネル (他の SNS、アプリ等) が追加された場合に、本システムの大幅な改修を要することなく対応できる拡張性を有すること。

イ 配信対象端末数の増減に柔軟に対応できるスケーラビリティを有すること。

6. 配信システムの稼働環境

本システムの稼働環境については、防災情報の配信という業務の重要性を踏まえ、高い可用性と安全性を確保するため、以下の要件を満たすこと。

(1) 稼働環境の基本方針

ア 本事業は、総務省消防庁が定める「緊急防災・減災事業債」の活用を予定しているため、当該制度の趣旨および要件に適合した提案とすること。

イ クラウドサービスを利用する場合は、利用するクラウドサービスの名称、提供事業者、サービス形態 (IaaS、PaaS、SaaS 等) を明記すること。

ウ 本システムの稼働に必要なサーバー、ネットワーク機器、ストレージ等のインフラについては、受託者の責任において構築・運用・保守を行うこと。

サーバーはクラウドサーバの利用を前提とし、クラウドサーバー提供事業者及び受注者が以下に基づく認証を取得していること

・ JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)

・ JIS Q 27017 又は ISO/IEC 27017 (クラウドサービスセキュリティ)

(2) データセンターの要件

ア 各種設備が日本国内に設置されていること。

イ 各種設備が物理的に異なる 2 拠点以上に設置できること。

- ウ 地震、火災等の災害を受けるおそれの少ない位置に設置されること。
- エ 自動火災検出及び鎮火装置が設置されていること。
- オ 電力会社から2系統以上で受電し、冗長性を確保していること。
- カ 電力障害時には無停電電源装置（UPS）によるバックアップ電力を供給できること。
- キ 各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること。
- ク 24時間365日のネットワーク障害受付、故障修理及び復旧ができる体制を有すること。

(3) 可用性の要件

- ア 本システムの稼働率は、年間99.9%以上(停止時間 年間約9時間以内)を確保すること。ただし、計画的なメンテナンスに伴う停止時間は算定から除くものとする。
- イ 計画的なメンテナンスを実施する場合は、原則として事前に町へ通知すること。メンテナンスの実施は、利用者への影響が最小限となるよう配慮すること。

(4) バックアップ

- ア 本システムのデータ（配信履歴、端末管理情報、利用者情報等）は、日次でフルバックアップを取得すること。
- イ フルバックアップデータの保存期間は、最低7日間以上とすること。
- ウ バックアップからのデータ復旧手順を整備し、必要に応じて迅速にデータ復旧が可能となる体制を維持すること。
- エ バックアップデータは、本システムが稼働するデータセンターとは物理的に異なる場所に保管することが望ましい。

(6) ネットワーク環境

情報配信・管理用パソコンのネットワーク環境は以下の条件を想定すること。

- ア 当町役場内インターネット接続系LANを介して、利用できること。
- イ 将来的に情報配信を当町職員以外からも入力する可能性があるため、一般的なインターネット回線においても、利用できること。

※上記、ネットワーク通信環境については、担当部署と十分協議を行うこと

(7) システム移行・契約終了時の対応

- ア 本システムの契約期間終了時または他システムへの移行時に、町が保有すべきデータを汎用的な形式（CSV、PDF等）で町に引き渡すこと。
- イ 契約終了後のデータ消去について、受託者の責任において確実に実施し、消去証明書を町に提出すること。

7. 通信範囲

(1) 既設受信機設置世帯への到達保証

本事業は防災行政無線戸別受信機の更新を主目的とする。設置対象となる全ての世帯

および事業所等において、本システムによる安定した通信環境の構築を目標とし、設計・設置にあたっては可能な限り全域をカバーすることが望ましい。

なお、通信が困難と判明した箇所については、受信を可能とするための改善策を協議の対象とすること。

(2) 通信圏外（不感地帯）への対応

万が一、主要な携帯電話回線が一切利用できない（圏外となる）家屋が存在した場合の代替手段（有線インターネット回線の活用や、高利得アンテナによる引き込み等）についても提案に含めること。

8. 遠隔操作・監視機能

タブレット端末保守に関する職員の負荷低減のためタブレット端末の遠隔操作・監視機能を設ける。遠隔操作・監視機能は、タブレットアプリのみを対象とし、以下の要件を備えるものとする。

- ・タブレット端末の起動および通信が確保されていることを確認できること。
- ・タブレット端末の現在表示している画像が確認できること。
- ・タブレット端末およびタブレットアプリの再起動を遠隔で実施できること。
- ・利用者の操作履歴などの情報を遠隔で取得できること。
- ・タブレットアプリを利用者の操作なく遠隔でアップデート可能なこと。

9. 情報セキュリティ要件

本事業で構築するシステムおよび調達するタブレット端末は、住民の個人情報および防災情報を取り扱うことから、以下の情報セキュリティ要件を満たすこと。

- ・ネットワーク侵入検知等の仕組みを導入し、監視を行うこと。
- ・安定したサービスを提供するため、DDoS 攻撃に対する対策を複数有すること。
- ・脆弱性を突いた攻撃を防御するための Web アプリケーションファイアウォールを導入すること。
- ・利用するクラウドサービスにおける設定不備や誤操作による情報漏洩・サービス停止等のインシデントを防止するため、クラウド環境全体を対象として、設定状態を継続的に監視・検知できる仕組みを有すること。
- ・常に適切なセキュリティ状態が維持されたサーバーを利用すること。
- ・インシデント（システム障害、情報漏洩、不正アクセス、サイバー攻撃など）発生時には、受託者にて速やかに対応する。但し、利用者へのサービス、システム連携に影響がある場合は、受託者から委託者へインシデント発生日時、復旧予定時刻、システムへの影響度を連絡すること。（状況変化に応じて、逐次報告）

10. アクセシビリティ要件

本事業で調達するタブレット端末および配信システムは、障害の有無や年齢にかかわら

ず、全ての住民が防災情報を確実に受け取れるよう、以下のアクセシビリティ要件を満たすこと。

(1) 視覚に配慮した対応

ア 文字サイズに配慮し、十分なコントラスト比を確保し、色覚多様性に配慮した配色とすること。

イ タブレットアプリは、文字表示と併せて音声配信された場合、自動音声読み上げが行われる機能を有すること。

ウ アイコンやボタンは視認しやすい大きさを確保し、色のみで情報を区別する表現を避けること。

(2) 聴覚に配慮した対応

ア 全ての音声放送・緊急放送の内容は、文字情報として同時に画面表示されること。

イ 情報受信時には、音声吹鳴に加え、ポップアップ通知される機能、画面の点滅及び端末の振動機能を有していることが望ましい。

ウ 緊急度に応じて視覚的に緊急性が伝わる表示設計とすること。

(3) 身体機能に配慮した対応

ア 防災情報の確認に必要な操作は、最小限のタップ回数（原則3タップ以内）で完了できること。

イ タブレット端末は自立した状態で全ての情報が視認可能であること。

ウ 高齢者等でも操作方法を習得できるように、タブレット端末には簡易な操作でできるトレーニング機能を有することが望ましい。

(4) 認知機能に配慮した対応

ア ホーム画面は必要最小限の項目とし、平易な日本語で表示すること。

イ 画面遷移やボタン配置に一貫性を持たせ、「戻る」「ホームに戻る」等のナビゲーションを常に表示すること。

11. 多言語対応

本町に居住する外国人住民が防災情報を正確に理解し、適切な避難行動をとれるよう、以下の多言語対応を行うこと。

(1) 対応言語

必須：日本語（標準）、英語

※その他、ポルトガル語、中国語（簡体字・繁体字）、ベトナム語等に対応可能な場合は提案に含めること。

(2) 配信システムにおける多言語対応

管理アプリからお知らせを配信する際に、日本語、および外国語の本文を手動入力できること。また、入力された日本語から自動翻訳により外国語用の本文を自動で入力する入力補助機能を備えていること。

12. 端末の貸与・配布

本事業で調達するタブレット端末の配布方法等については、以下のとおりとする。

(1) 配布前の準備作業

受託者は、全台について以下の準備作業を行うこと。

ア キットニング作業（アプリインストール、MDM等の登録、機能制限設定、ユニバーサルデザイン設定、端末管理番号の付与等）

イ 端末管理台帳の作成および提出

ウ 全台の動作確認（テスト配信の受信確認）

(2) 配布作業の役割分担

ア 町が実施する事項：対象世帯の選定、スケジュール決定、住民への連絡。

イ 受託者が実施する事項：キットニング済み端末の納品、管理台帳との照合、簡易操作マニュアルの作成・印刷、付属品一式の梱包等。

ウ 住民への引渡しは受託者から住民への直接配送を想定している。見積書作成時には各世帯への配送料を含めた経費を計上すること。

エ 受託者は、配送時にタブレット端末の動作確認および基本操作説明を住民に対して実施すること。

(5) 住民向け操作説明および研修

ア 簡易操作マニュアルの作成（高齢者でも理解しやすいよう、図解を多用し平易な表現とすること）。

イ 住民向けの操作説明会を複数回実施（3日間で計3回の実施を予定）することを想定している。見積書作成時には説明会に要する経費も計上すること。

ウ 町職員向けに、配信システムの操作および端末管理に関する研修を実施すること。

(6) 配布後のサポート体制

ア 町職員からの問い合わせに対応する窓口を、契約期間を通じて設置すること。

イ 運用開始後、住民からの操作に関する問い合わせが増加し、対応に負担が生じる場合に備え、電話サポート窓口を設置できる体制を整えておくこと。なお、窓口を設置する際は、本町と協議の上で決定するものとする。当該窓口の設置および運用に係る経費については、見積書②の合計金額には含まないものとし、見積書②とは別に『住民サポート窓口経費見積書』として提出すること。当該金額は要領10(4)の評価配点には含まないものとするが、10(5)導入支援（設定・作業）にて評価する。

(7) 配布スケジュール

全台の配布を完了可能な工程表を提示すること。なお、4(2)に示すスケジュールを前提とし、具体的な計画を提案書に記載すること。

(8) 既存防災行政無線戸別受信機の取扱い

既存受信機の回収作業は本業務の範囲外とするが、移行期間中の運用方法について、契

約締結後に町と協議すること。

13. 保守・保証

機器保証： 通常使用における故障に対しては、納入日から 1 年間は受託者の責任において無償交換または修理を行うこと。

14. 本業務に係る費用の算定方法について

(1) 導入費用

導入費用には、タブレット端末の導入とスマホアプリの公開までの業務、および納品物に係る一切の費用を含めること。但し、追加機能に関わる費用は含めないこと。

(2) 運用費用

ア 運用費用には、故障した機器の修理に要する費用、および故障、紛失、盗難時の代替品の提供に要する費用を除き、本業務を維持継続するのに必要な一切の費用を含めること（スマートフォン端末の最新 OS への対応や軽微な修正も含む）

イ なお、タブレット端末の通信費については台数変化の際に費用を試算する為、台当り単価×必要台数で明記すること。また台数増の場合も同一単価で提供可能であること。

15. その他

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。